

平成27年10月

事業主様

全国健康保険協会滋賀支部長
滋賀労働局労働基準部健康安全課長

定期健康診断結果データ提供のお願いについて

平成20年4月から、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、医療保険者に「特定健康診査・特定保健指導」の実施が義務づけられました。

この「特定健康診査・特定保健指導」には目標値が設定され、実施率によっては、保険料が上昇する恐れがあります。事業主様が、労働安全衛生法に基づき実施される定期健康診断の結果を医療保険者にご提供いただくと、「特定健康診査」の実施件数に含むことができます。

つきましては、協会けんぽ滋賀支部では、将来の健康保険料の上昇を抑制するためにも、事業主様が実施する労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果データの提供をお願いしております。

また、定期健康診断結果データをご提供いただきますと、生活習慣病予防健診を受診してなくても、特定保健指導（別紙参照）（略）を無料でご利用いただくことができます。（生活習慣病予防健診を受診されている場合も、特定保健指導を無料でご利用いただけます。）

さらに、滋賀労働局では、事業場での健康管理の充実を指導していますが、その中で、協会けんぽが行う特定保健指導（無料）の利用を特に勧奨しています。厚生労働大臣が1月に「STOP！転倒災害プロジェクト2015」の実施を表明しましたが、働く人の高齢化が進む中で、転倒災害防止のためにも運動機能の維持・肥満防止などは非常に重要です。なお、日常生活では、なんと転倒・転落死が交通事故死を超えています（同封資料参照）。

これらのことから、事業主様におかれましては、「定期健康診断結果データ」を協会けんぽへご提供いただき、さらに職場における健康管理や有所見率の改善のため、皆様の医療保険者である協会けんぽが実施する特定保健指導をご利用いただきますようお願い申し上げます。

○ 定期健康診断結果データの提供方法

同封の「**健診結果の提供にかかる同意書**」（以下「同意書」という。）を当支部へご提出いただくだけで手続きは完了です。

健診結果は、健診機関から電子ファイルで当協会に提供されますので、事業主様より別途、健診結果をご提出いただく必要はありません。

※なお、健診実施機関や健診内容によって電子ファイルで当協会に提供できない場合があります。

例) 血糖検査を随時血糖で実施した場合など

○ 特定保健指導をご希望される場合

「同意書」に特定保健指導を希望すると記載いただいた事業所様へは、当協会けんぽよりご連絡させていただきます。

保健師・管理栄養士が事業所に伺い、特定保健指導を実施します。

(照会先)
全国健康保険協会（協会けんぽ）
滋賀支部 保健グループ
☎077-522-1113

ご安心ください！

医療保険者が事業主様に対して定期健康診断の結果データの提出を求めることは、次のとおり法律で定められており（※1）、事業主様が協会けんぽにデータを提供しても個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関して責任を問われることはございません。

（※1）

「高齢者の医療の確保に関する法律」からの抜粋（昭和57年法律第80号）

（特定健康診査等に関する記録の提出）

第27条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

情報提供者に関する詳細

1. ご提供いただきたい対象者

40歳以上の協会けんぽの加入者の方（被保険者本人）

※今年度内に生活習慣病予防健診を受診されている方、又は受診予定の方を除く。

2. ご提供いただく結果データ項目

（1）基本データ

- ・健診実施日や健診機関コードなどの情報
- ・健康保険証の記号・番号など、協会けんぽの加入者であることを特定できる情報

（2）健診項目

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、
脂質（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、
空腹時血糖（又はヘモグロビンA1c）、
肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）、
尿検査（尿糖、尿たんぱく）

（3）問診票

服薬歴、喫煙歴、

健診結果の提供にかかる同意書

労働安全衛生法第66条に基づき実施した健康診断のうち、40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果の提供について、高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項及び第3項に基づき、下記のとおり同意します。

記

1. 保険者である全国健康保険協会滋賀支部(以下、「滋賀支部」という。)に対し、健診結果データを提供すること。なお、提供は、滋賀支部が健康診断実施機関から取得することにより行われること。
2. 健診結果データの取得に際し、滋賀支部は、必要に応じ健診受診者の健康保険証の記号・番号等に関する情報を健康診断実施機関に対して提供すること。また、滋賀支部が取得する健診結果データについては、特定保健指導を行う場合及び特定の個人が識別されることのない方法で統計を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。(ただし、次年度以降に健康診断実施機関に変更があった場合を除く。)

全国健康保険協会滋賀支部 御中
(保 険 者)

平成 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名			
健康保険 記号			
担当者名	電話番号		
健診機関名			
健診実施月	月		
特定保健指導 の希望	<u>(必ず○を付けて下さい)</u> ・希望する ・希望しない ・詳しく知りたい ()		

「安全推進者による職務推進ガイドライン」が示されました

正式名称：労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン（H26.3.28 策定）

第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）で労働災害が多発しています。

そのため、厚生労働大臣の定めた「第12次労働災害防止計画」ではこれらの業種を最重点業種に指定し、各労働基準監督署で労働災害防止の指導を強化しています。

こうした中、厚生労働省ではガイドラインを策定し、**従業員10人以上の事業場では、法令で選任義務のない第三次産業（注）でも、事業者は、安全の担当者（安全推進者）を配置して、安全に関する職務を行わせることが求められるようになりました。**各事業場で、「安全推進者」を配置し、職場環境の改善や安全意識の啓発などの職務を行わせるようにしましょう。

（注）ガイドラインで安全推進者の選任が求められる「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」とは・・・

施行令第2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号	林業、建設業、運送業、清掃業		
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全管理者の選任義務あり	安全衛生推進者の選任義務あり
第3号	その他の業種	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

ガイドラインのポイント

1 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場のうち、常時10人以上の労働者を使用するもの。

2 安全推進者の要件

職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止など、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者など）

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタント、安全管理士または安全管理者の資格を有する者）

3 安全推進者の配置

原則として、事業場（店舗、施設など）ごとに1名以上配置すること。

次ページ参照

4 安全推進者の氏名の周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知すること。

5 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を統括管理する者を補佐して、次の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

（例）職場の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消など職場内の危険個所の改善、刃物や台車などの道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など）

② 労働者の安全意識の啓発や安全教育に関すること

（例）朝礼などの場を活用した労働災害防止に関する意義の周知・啓発、荷物の運搬作業などでの安全な作業手順についての教育・研修の実施など）

③ 関係行政機関に対する安全に関する各種報告、届出など等に関すること

（例）労働災害を発生させた場合の労働者死傷病報告の作成や労働基準監督署長への提出など）

安全衛生推進者養成講習のご案内

厚生労働省ガイドラインに基づく安全推進者の選任はお済みですか？

安全衛生推進者養成講習は、都道府県労働局長の登録を受けた機関が実施しています。県内の講習開催日程は次の通りです。詳しくは、各講習機関にお尋ね下さい。なお、他府県でも受講可能です。他労働局管轄の登録機関や講習日程は、各管轄の労働局のHPをご覧ください。

講習機関	開催地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
労基協大津	大津市				●								●
労基協彦根	彦根市							●					
労基協東近江	東近江市			●									
び安環	大津市					●							

略称	団体名	郵便番号	住所	電話番号 FAX番号
労基協大津	(公社)滋賀労働基準協会大津支部	520-0806	大津市打出浜13番15号笹川ビル4階 http://shigarouki.or.jp	T 077-522-1786 F 077-522-1453
労基協彦根	(公社)滋賀労働基準協会彦根支部	522-0043	彦根市小泉町300-9 サンロード2号館304号 http://shigarouki.or.jp	T 0749-26-2340 F 0749-24-9245
労基協東近江	(公社)滋賀労働基準協会東近江支部	527-0022	東近江市八日市上之町1-43 http://shigarouki.or.jp	T 0748-24-1907 F 0748-25-2315
び安環	びわこ安全衛生環境支援センター	520-2141	大津市大江1-3-5-606	T 077-543-5101 F 077-543-5101

「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を展開中!
「安全衛生優良企業」の認定制度が始まります(2015年6月~)
12月からストレスチェックが義務になります(2015年12月からの1年間に1回目の実施が必要)



厚生労働省
 滋賀労働局 各労働基準監督署(大津 彦根 東近江)
 ~ 働きやすい滋賀をめざして(労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ) ~

※このリーフレットやゼロ災ロゴマークは 滋賀労働局HPからダウンロードし どなたでもお使いいただけます
http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」

厚生労働大臣が
実施を表明
(1月20日)

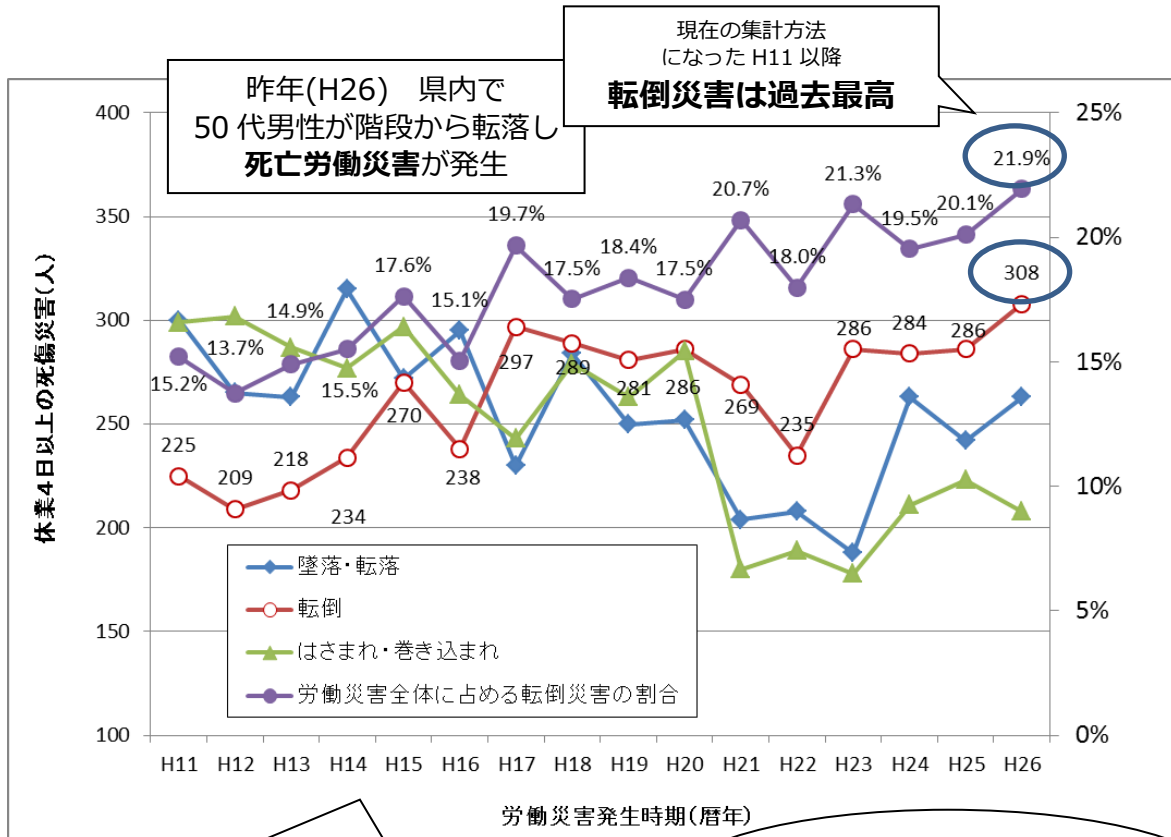
滋賀労働局長から2月3日付けで
県内68団体に対して文書要請
を行いました。

公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会 滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀
県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 滋賀
県支部
一般社団法人日本ボイラ協会 京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会 滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
滋賀県支部
滋賀県中小企業団体中央会
滋賀県商工会議所連合会
滋賀県商工会連合会
一般社団法人滋賀県警備業協会
一般社団法人滋賀県ビルメンテナンス協会
一般社団法人滋賀県病院協会
滋賀県社会福祉協議会
滋賀県瓦工事協同組合
滋賀県左官工業組合
滋賀県電気工事工業組合
滋賀県酒造組合
滋賀県建築組合
滋賀県麻織物工業協同組合
滋賀県製麺工業協同組合
滋賀県自動車車体整備協同組合
滋賀県扇子工業協同組合
滋賀県自動車整備商工組合
滋賀県木材協同組合連合会
滋賀県すし商生活衛生同業組合
滋賀県クリーニング生活衛生同業組合
滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合
滋賀県食肉生活衛生同業組合
滋賀県食肉事業協同組合
滋賀県美容業生活衛生同業組合

滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合
滋賀県理容生活衛生同業組合
滋賀県生コンクリート工業組合
滋賀県綿スフ織物工業組合
滋賀県木材相互市売協同組合
滋賀県畳工業協同組合
滋賀県醤油工業協同組合
滋賀県製菓工業協同組合
滋賀県私立保育園連盟
滋賀県撚糸工業組合
滋賀県印刷工業組合
滋賀県電器商業組合
一般社団法人滋賀県タクシー協会
滋賀県菓子工業組合
滋賀県板金工業組合
滋賀県石油協同組合
滋賀県社会保険労務士会
一般社団法人滋賀県保育協議会
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団
公益社団法人滋賀県社会福祉士会
社団法人滋賀県産業廃棄物協会
滋賀県ゴルフ連盟
一般社団法人 滋賀経済産業協会
滋賀経済同友会
日本労働組合総連合会滋賀県連合会
滋賀県中小企業家同友会
滋賀県販売士協会
滋賀県老人福祉施設協議会
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
一般社団法人滋賀県介護福祉士会
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
滋賀県介護老人保健施設協議会
滋賀県介護支援専門員連絡協議会
滋賀県ホームヘルパー協議会
一般社団法人 滋賀県食品衛生協会

特に2015年度は
労働基準監督署が
事業場に立入り
対策の実施状況を
確認・指導

図1 滋賀県での転倒災害の件数と全体に占める割合（平成11年以降の推移）

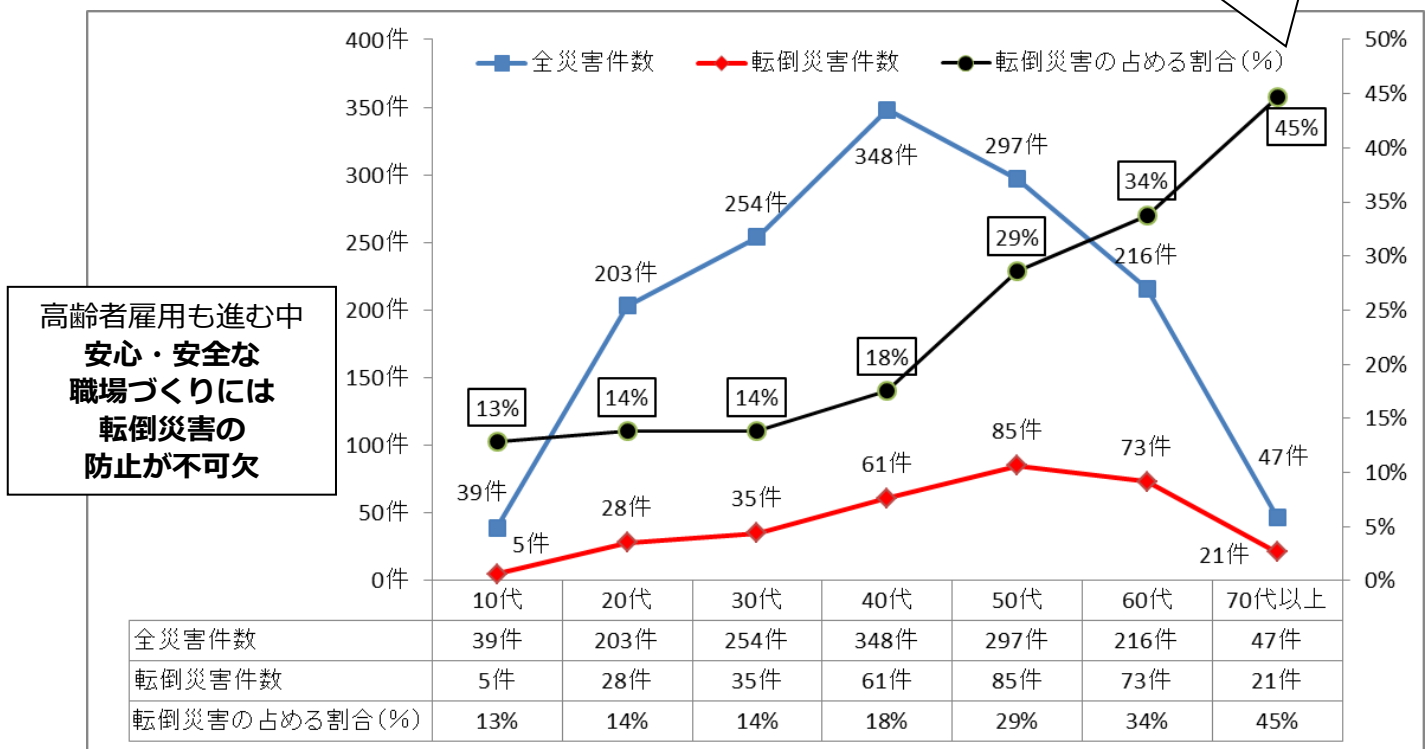


高所からの「墜落・転落」や機械などへの「はさまれ・まきこまれ」など、労働災害全体は減少

逆に
転倒災害は増加傾向

図2 休業4日以上の転倒災害などの死傷災害発生状況（人、%）
（被災者の年代別、滋賀県、平成26年）

年齢が高いほど
転倒災害の
占める割合が高い

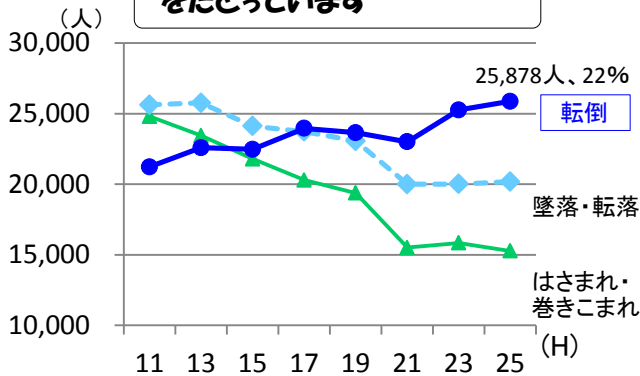


高齢者雇用も進む中
安心・安全な
職場づくりには
転倒災害の
防止が不可欠

職場での転倒事故を減らしましょう！

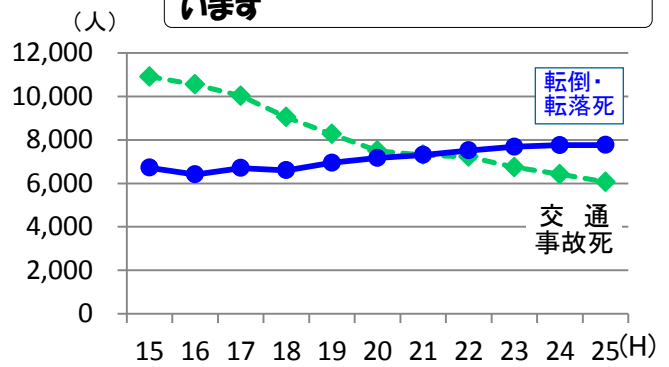
仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、年間26,000人ほどで、労働災害の種類では最も多くなっています。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高く、日常生活での不慮の事故による死因の中でも、転倒・転落死は交通事故死を超えています。

転倒災害は年々増加の 一途をたどっています



出典：厚生労働省 労働者死傷病報告「事故の型別死傷者数の推移」

日常生活でも転倒・転落事故は交通事故よりも死亡者が多くなっています



出典：厚生労働省 人口動態統計「死因別死亡者数の推移」

あなたの職場では、このような災害が起こっていませんか？

業種	災害の発生状況
自動車製造業	<p>帰宅のため会社の事務所から駐車場へ向かう途中に、凍結した路面に足を滑らせ転倒し、尻もちをついた。</p>
ケガの程度	
休業1カ月	
対策のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路を除雪する、融雪剤を散布する 雪道や凍結路面に適した滑りにくい靴を履く 足元が見えにくい箇所は照明を設置して注意を促す 身体を強打しないよう、クッション性のある帽子・衣類を着用する 	

業種	災害の発生状況
飲食店	<p>空の容器を抱えた状態で従業員通路の階段を降りていた時に、足元が見えず階段を踏み外してバランスを崩し転倒した。</p>
ケガの程度	
休業2カ月	
対策のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする 大きな荷物を運ぶときは台車を使用する 危険箇所には表示して注意を促す 階段の昇降はゆっくりを心がける 	

業種	災害の発生状況
小売業	<p>厨房で揚げ物をバックに詰めるため、容器を取ろうと前方にかがんだところ、床に飛び散った油で滑ってバランスを崩し転倒した。</p>
ケガの程度	
休業10日間	
対策のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> 作業の都度、床の油などは放置せず取り除く 滑りにくい靴底の履物を着用する 	

業種	災害の発生状況
小売業	<p>バックヤードで商品の検品中に、レジのヘルプ連絡を受けて店内に向かう途中、台車に足を引っかけてバランスを崩し捻挫した。</p>
ケガの程度	
休業1カ月半	
対策のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> 通路に物を置かない、整理・整頓をする 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する 危険箇所には表示して注意を促す 	

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



[主な原因]

- 床が滑りやすい素材である、あるいは凍結している
- 床に水や油が飛散している
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき



[主な原因]

- 床の凹凸や段差
- 床に放置された荷物や商品など

踏み外し



[主な原因]

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できることから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法

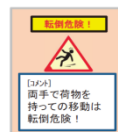
[あせらない 急ぐときほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



【コラム】正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よriftつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるため、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

STOP！転倒災害プロジェクト2015

～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始します。

【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

【プロジェクト実施期間】

平成27年1月20日から12月31日まで

（プロジェクトの効果を上げるため、積雪や凍結による転倒災害の多い2月と全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とします。）

「STOP！転倒災害特設サイト」を開設します！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

<厚生労働省 ホームページ>

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」で検索

STOP！転倒 検索

1 転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、転倒災害防止に役立つ保護具や用具などを紹介しています。



(資料出所: 中央労働災害防止協会)

2 転倒予防の知識養成セミナーの紹介

転倒を防ぐための実習を交えて基礎知識を身につけるセミナー、転倒災害防止の基本となる「4S活動」や「KY活動」をテーマとした研修を実施します。

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	時間に追われて、あわてて作業を行って いませんか	<input type="checkbox"/>
5	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	<input type="checkbox"/>
6	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
7	作業靴は、作業に合ったちょうど良いサイズの ものを選んでいきますか	<input type="checkbox"/>
8	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
9	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！